

## 「人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言（2013. 8. 2 発出）」の補足

「人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言」は、人体および人体標本が真摯な教育・研究以外の目的で撮影され、画像がインターネット上に流布される事例が発生したことが契機となり、学習者による人体および人体標本の撮影・録画・録音ならびにそのインターネット掲載禁止の徹底や、人体や人体標本提供者の個人情報の管理の徹底を大学等に求める内容としてまとめたものである。

解剖学の担当教員が教育・研究を行う上で必要と判断し、個人情報の管理を徹底するとともに提言に掲げる学習者に対する倫理教育なども行った上で、担当教員の責任と監督下において行われる人体および人体標本の撮影・録画等については、学習者が関与するものであってもこれを禁止するものではない。